

承認送信事業者承認申請書

(収受印)

令和 年 月 日 _____ 税務署長殿	申 請 者	(フリガナ)				
		納 税 地	(〒 -)			
			(電話番号 - -)			
		(フリガナ)				
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。 			
下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第4項に規定する承認送信事業者の承認を受けたいので、申請します。						
(フ リ ガ ナ)						
電 子 メ ー ル ア ド レ ス		@				
(80 文 字 以 内)						
購 入 記 録 情 報 の 提 供 に 使 用 す る プ ロ グ ラ ム ・ シ ス テ ム 等 の 名 称						
提 供 し た 購 入 記 録 情 報 の 保 存 場 所						
添 付 書 類		次の1～3の資料を添付してください。 <input type="checkbox"/> 1 購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラムの概要を記載した書類 (購入記録情報の提供に係る端末操作要領、プログラムの概要等)				
		<input type="checkbox"/> 2 購入記録情報の提供に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (輸出物品販売場を営営する事業者向けマニュアル等)				
		<input type="checkbox"/> 3 その他参考資料 (会社案内等、購入記録情報の提供に関する契約書の雛型等)				
参 考 事 項						
税 理 士 署 名		(電話番号 - -)				

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号	番号確認		
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

承認送信事業者承認申請書の記載要領等

この申請書は、契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者のために、その事業者が行うべき国税庁長官への購入記録情報の提供を行う事業者（消費税の課税事業者に限ります。）として承認を受けようとする場合に提出するものです（令 18 の 4⑤、規則 10 の 7①②）。

なお、この申請書は、承認送信事業者の承認を受けようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

- (注) 1 承認送信事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
- 2 承認送信事業者として承認された場合には、承認通知書に併せて承認送信事業者としての識別符号が通知されます。国税庁長官へ購入記録情報を提供する場合には、承認送信事業者としての識別符号を併せて提供することとなりますので、適切な管理をお願いします。
- 3 申請書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく「承認送信事業者の変更届出書(第 20-11号様式)」を提出する必要があります（規則 10 の 7④）。

【記載要領】

- (1) 「電子メールアドレス」欄は、電子メールアドレス（80 文字以内）を記載します。
なお、登録可能な電子メールアドレスは以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。
- ・英数字であること
 - ・ユーザー名が「.（ピリオド）」又は「@」で始まっていないこと
 - ・「@」を1つのみ含むこと
- (2) 「購入記録情報の提供に使用するプログラム・システム等の名称」欄は、購入記録情報の提供に使用するプログラム、システム及びアプリケーション等の名称や商品名等を記載します。
記載例) 自社開発システム等を使用する場合
使用するシステム等の名称（■■社、★★プログラム等）
市販のシステム等を使用する場合
使用するシステム等の名称（●●社、▲▲商品等）
- (3) 「提供した購入記録情報の保存場所」欄は、国税庁長官へ提供した購入記録情報を保存するサーバ等が所在する事務所等の所在地を記載します。
- (4) 「添付書類」欄は、この申請書に添付する資料を確認し、全ての項目を選択します。

《購入記録情報の提供について》

購入記録情報の提供方法は、輸出物品販売場を経営する事業者が自ら提供するほか、承認送信事業者と契約締結の上、一定の要件の下で、自らが行うことなく承認送信事業者が提供することもできます。また、複数の輸出物品販売場を経営する事業者である場合には、各販売場から購入記録情報を提供するほか、本社等からその事業者が経営する販売場の購入記録情報を一括して提供することもできます。

《識別符号について》

「識別符号」とは、この承認申請書を提出し、承認送信事業者として承認された場合に、税務署長から通知される番号のことをいいます。通知された識別符号は、契約を締結した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合に、併せて提供することとなりますので、適切な管理をお願いします。

《電子証明書（クライアント証明書）の取得について》

承認送信事業者が購入記録情報の提供をする際、国税庁ではその送信機器に専用の電子証明書（クライアント証明書）がインストールされているか否かの認証を行います。この認証ができない場合には、購入記録情報を送信することができません。

このため、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合には、事前に専用の電子証明書（クライアント証明書）の交付を受け、サーバ等の送信機器にインストールしていただく必要があります。